

「清流の国ぎふ」文化祭2024文化団体等事業補助金における対象事業について

Q1 補助対象となる団体はどのようなものを指しますか。

- 法人、実行委員会のほか、任意団体を含めて形式は問いません。なお、対象となる団体の要件は募集要項「1 補助対象者」のとおりです。

Q2 募集要項「1 補助対象者」の(4)について「会計経理が明確なこと」とはどういったことか。

- 定款等において会計や事務処理について定めた規定があり、会計関係の書類をまとめた帳簿等が整備されていることが条件となります。

Q3 募集要項「1 補助対象者」の(1)について、「やむを得ず中止となった事業」とはどの程度企画をしていれば実績に含めてもよいか。

- 開催日、開催場所及び企画内容が決まっており、チラシ等が作成されていたものについて対象となります。(実績として提出される際はそのチラシ、プログラム等の事業内容がわかる書類の提出が必要です。)

Q4 募集要項「2 補助対象事業」の(1)について、「新たに企画し、実施する事業」とはどのようなものか。

- 「清流の国ぎふ」文化祭2024基本構想に基づいて、新たに制作する演目、新たなテーマで制作した作品の展示会、DXの活用等新たな要素を取り入れた公演などが考えられます。
- また、異なる文化(合唱と演劇等)の団体が共同して1つの作品を作るといったことのほか、通常舞台発表をしている団体が講演会を企画する等の新しいジャンルでの企画を行うといったものや、通常ホールで披露しているオーケストラ等が森林の中で野外コンサートを行うようなものも対象となります。

Q5 過去に1度でも実施している事業は補助対象事業の対象とならないのか。

- 平成29年度以降、本文化祭の開催まで実施されない事業であれば対象となります。

Q6 「第〇回」などの定期大会も補助対象事業となるか。

- その内容が、本文化祭のために新たに企画・実施されるものであれば対象となります。

Q7 募集要項「2 補助対象事業」の(6)の(a)について、「単に既存事業の変更又は拡充を行うもの」とはどういったものか。

- 例えば、事業名称、開催時期、開催場所、参加者、時間、主催者の単なる変更は、既存事業の変更や拡充といった扱いとなるため、補助対象となりません。本文化祭のために企画された新たな演目や DX の活用等新たな要素を取り入れた事業が対象となります。

Q8 募集要項「2 補助対象事業」の(1)について、「応募者自らが、企画し実施する事業」とあるが、運営について業者に委託することは可能か。

- 事業の実施にあたって、運営などの業務を委託することは可能です。

Q9 開催場所の確保は、県又は県実行委員会が行ってもらえるのか。

- 開催場所の確保は、県及び県実行委員会では行いませんので応募者で確保をお願いします。

Q10 費用の内訳に見積書等の書類添付は必要か。

- 今回の応募においては、特に必要はありません。なお、採択後の補助金申請時には見積書等が必要となるため、可能な限り所要額を十分に精査のうえ見積もりをお願いします。

Q11 募集要項「2 補助対象事業」の(6)の(g)について、「岐阜県から補助金等の交付を受ける事業」は対象としないとあるが、市町村や公益財団等からの補助金は受けていてもよいのか。

- 対象となります。
- ただし、岐阜県以外の団体等からの補助金等の交付を受ける事業については、その補助金等の交付先の条件によって、その補助金等が受けられなくなる場合がありますので、交付先にご確認ください。

Q12 本事業に採択された場合、県又は県実行委員会からの依頼で何かをやらなければならないか。

- 応募者が事業の広報のために作成するチラシ等の広報物について、「清流の国ぎふ」文化祭2024のロゴマークを掲載していただくなど、本文化祭の PR に協力をしていただきます。

Q13 来場者を限定することは可能か。

- 一般に広く公開する事業が対象のため、会員限定イベントなどの来場者を限定することはできません。運営方法により事前申込制（抽選を含む）とする等は可能です。

Q14 募集要項「2 補助対象事業」の（6）の（d）について、「営利を目的とする事業」でないこととあるが、イベント内での販売は一切出来ないか。

- 応募者（主催者）の収益事業でなければ可能です。

Q15 観覧料を徴収する公演等も補助対象事業となるか。

- 対象となります。ただし、営利を目的とする公演等は対象となりません。また、補助率については「補助対象経費」から「入場料、協賛金、参加料等の事業収入」を控除した額の2分の1以内となります。

Q16 募集要項「2 補助対象事業」の（6）の（d）について、「営利を目的とする事業」ではないこととはどういうことか。

- 「営利を目的とする」とは、観覧料等によって得た利益を構成員で分配する、又は個人の収益とするなどの、専ら利益獲得のみを目的とすることをいいます。本事業は、営利を目的とする事業は対象とならないため、事業によって収益があった場合には、構成員で分配せず、補助金の減額申請を行っていただくこととなります。

Q17 募集要項「3 補助率、補助対象年度、補助限度額」の（2）について、「令和5年度は令和6年度の事業実施の準備のために必要な経費のみを対象」とするとあるが、どういった経費が認められるか。

- 例えば、舞台制作のために必要な台本や楽曲の制作経費等は対象となりますが、プレ公演や団体個々の練習会に必要な経費などは対象となりません。

Q18 同じ団体が複数の企画に応募することはできますか。

- 可能です。その場合、全ての事業の実施が可能な場合のみに限ります。
- なお、応募の際は1つの応募にまとめて提出ください。（様式1 事業計画書（鑑）にまとめてください。）

Q19 応募団体の会員自らがチラシを印刷する場合の当該印刷費を計上できますか。

- 経費の使途が明らかでないため、計上ができません。業者に委託するなど経費の使途が明らかであれば計上が可能です。

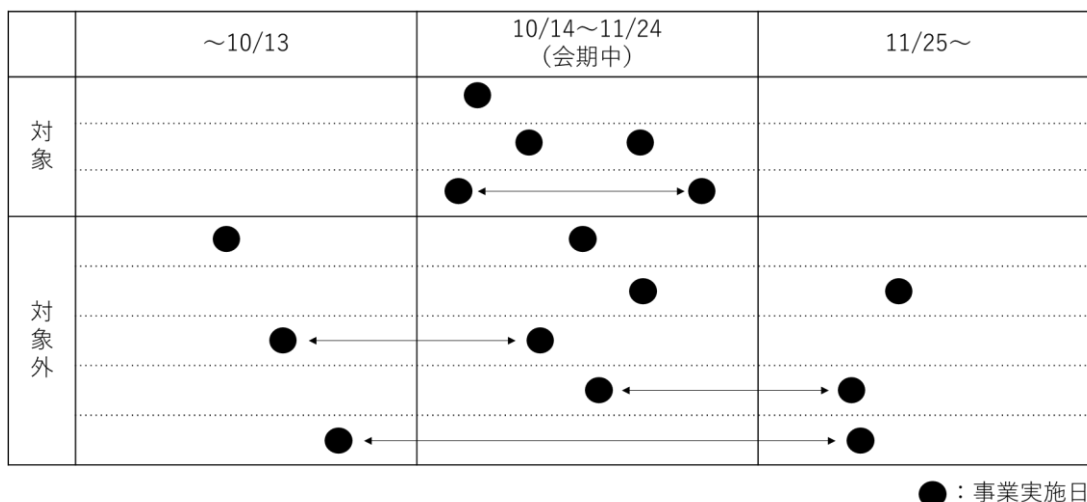
Q20 他の団体と協力して、事業を行うものは補助対象となるか。

- 他団体と協力する事業も対象となりますが、単に事業を共催するだけでは対象となりません。対象となるのは、募集要項「2 補助対象事業」を満たす事業となります。

Q21 作品展示等を長期間に渡って行う場合など、会期前から事業を実施し、会期中にも実施するものは補助対象となるか。

- 対象となりません。本文化祭の会期中にだけ実施される事業が対象となるため、会期前から実施される事業は対象となりません。
- また、プレ公演のような形で会期前に実施されるものは対象となりません。
- 会期前から会期中まで継続して実施されるものは会期外の期間が含まれるため、対象となりません。
- 会期中から会期後に実施される事業についても会期外の期間が含まれる場合は対象となりません。

<事業実施例>



Q22 会期中に複数回実施する事業も対象となるか。

- 会期中に複数回実施し、会場、演者等が変更になる場合でも、募集要項「2 補助対象事業」を満たしていれば、1つの事業として応募を行うことができます。その場合、全ての事業の実施が可能な場合のみに限ります。

Q23 サッカー教室や野球教室など、スポーツではあるが競技大会ではない交流事業は対象となるか。

- スポーツに関連する事業は、原則対象となりません。

Q24 県内の文化財をまわるサイクリングツアーのようなものは対象となるか。

- 事業の主目的が文化の振興であり、新規事業であれば対象となります。
- ただし、サイクリングをすることが主目的であればスポーツイベントとなるため対象となりません。